

埼玉県産業労働部企業立地課 会計年度任用職員募集要項

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

1 職務内容

- (1) 地域未来投資促進法に基づき、企業に対して地域経済牽引事業計画の作成に関する相談、助言、指導等を行うこと(訪問、来課、電話対応等)
- (2) 立地企業や地域経済牽引事業計画承認企業を訪問し、現況や課題を抽出して助言を行うほか、関連支援機関に繋ぐ等のフォローアップを行うこと
- (3) 企業から申請のあった地域経済牽引事業計画承認のための審査及び起案を行うとともに、各企業の実績報告書の審査・分析とデータ集計を行って進捗を管理し、国への報告書の作成等を行うこと (ワード、エクセルの活用)

2 応募資格

- (1) 年齢・性別・学歴は問いません。
- (2) 国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。
※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

下記のいずれも満たす方、これに相当する方を求めます。

- (1) 金融機関等での企業の経営指導及び顧客対応業務に関する10年以上の経験、もしくは企業の経営・企画などに関する10年以上の実務経験を有すること
- (2) 企業や関係機関との折衝・調整が円滑にできること

4 採用予定者数

1人

5 勤務条件

(1)任用期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

(2)勤務日数・勤務時間

原則週5日・週29時間

①週のうち4日 午前9時00分～午後3時45分(5時間45分)

②週のうち1日 午前9時00分～午後4時00分(6時間)

※勤務日の割り振りについては応相談

※週4日・週29時間(午前9時00分～午後5時15分(7時間15分))も応相談

※休憩時間:正午～午後1時(60分)

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)です。

(4)休暇

年次休暇10日、その他は県の規定によります。

(5)報酬

月額:177,300～197,600円

(時間額:1,410～1,572円)

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

(6)諸手当

期末手当:報酬月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額

(7)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(8)社会保険

健康保険(共済)、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限りです。

(9)勤務地

埼玉県産業労働部企業立地課内

所在地:〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※令和5年度予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更されたり、採用されなかったりする場合があります。

6 応募について

- (1) 応募は、令和5年2月13日(月曜日)【必着】までに、以下の書類に必要事項を記入の上、「8 応募書類の提出及び問い合わせ先」宛てに提出してください。
 - ・履歴書(第7号様式) ※写真を添付してください。
 - ・身上書(第8号様式)
 - ・職務経歴書(様式任意)
 - ・ハローワークの紹介状(ハローワークからご紹介された方のみ)
- (2) 提出は、郵送又は持参となります。
- (3) 封筒の表面には「会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。
- (4) 郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。
- (5) 持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。

7 選考方法等について

- (1) 第一次審査
応募書類による選考を行います。
- (2) 第二次審査
第二次審査(面接)は、埼玉県庁付近の会場で令和5年2月中旬に実施することを予定しております。日時及び場所については、第一次審査後、速やかに連絡します。
なお、応募書類の返却はしていません。
- (3) 最終合格
令和5年2月下旬頃、第二次審査の受験者全員に連絡します。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地: 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁本庁舎4階)
担 当: 産業労働部企業立地課 総務担当 大島、木村
電 話: 048-830-3900